

議案第 6 0 号

時津町都市公園条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 1 日提出

時津町長 山 上 広 信

時津町都市公園条例の一部を改正する条例

時津町都市公園条例（平成 4 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、第 6 条第 2 項に規定する有料公園施設の利用日又は利用時間を変更することができる。

別表第 1 の 2 中「

南公園	運動公園	通年（9時～21時30分）		12月28日 ～1月4日
崎野自然公園	コテージ（キャンプ場を含む）	通年（15時～翌10時）		
	バンガロー（キャンプ場を含む）	3月～10月 （15時～翌10時）	11月～2月 （貸出休止）	
	テントサイト（キャンプ場を含む）	4月～10月 （15時～翌10時）	11月～3月 （貸出休止）	
	キャンプ場（デイキャンプによる利用）	4月～10月 （11時30分～21時） ※1回の利用につき最長5時間まで	11月～3月 （11時30分～16時）	
	シャワー施設	4月～10月 （終日）	11月～3月 （貸出休止）	
	草スキー場	4月～10月 （9時～19時）	11月～3月 （9時～17時）	
とぎつ海と緑の運動公園	運動公園	通年（9時～21時30分）		

」を「

南公園	運動公園	通年（９時～２１時３０分）		１２月２８日 ～１月４日
崎野自然公園	コテージ（キャンプ場を含む）	通年（１５時～翌１０時）		
	バンガロー（キャンプ場を含む）			
	テントサイト（キャンプ場を含む）			
	キャンプ場（デイキャンプによる利用）	４月～１０月 （１１時３０分～２１時） ※１回の利用につき最長５時間まで	１１月～３月 （１１時３０分～１６時）	
	シャワー施設	通年（終日）		
	草スキー場	４月～１０月 （９時～１９時）	１１月～３月 （９時～１７時）	
とぎつ海と緑の運動公園	運動公園	通年（９時～２１時３０分）		

」に改める。

別表第２の５の表中「１５，４００円」を「１８，４８０円」に、「管理料１，１００円」を「４，６２０円」に、「９，９５２円」を「１１，９４３円」に、「６，６００円」を「７，９２０円」に、「１，６７６円」を「２，０１１円」に、「１，０４７円」を「１，２５６円」に、「２０９円」を「２５０円」に、「１４，８７６円」を「１７，８５１円」に、「２，５１４円」を「３，０１７円」に、「１，５７１円」を「１，８８６円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の時津町都市公園条例の規定は、この条例施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

「提案理由」

物価高騰や人件費の急激な上昇等、社会情勢の変化を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、崎野自然公園における施設の利用料金の改定を行うとともに、同公園の施設整備の状況や利用形態の変化に合わせて、利用日を改正するため、こ

の議案を提出する。